

# 利用者負担案に係る変更点及びパブリックコメントの結果について

## 1 利用者負担案に係る前審議会からの変更点について

### (1) 教育等に係る利用者負担案

#### 【変更前】

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)	
階層区分	定義	4歳未満児	4歳以上児
第1階層	生活保護世帯等	0円	0円
第2階層	第1階層を除き、当該年度の4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、当該年度9月分から3月分までの利用者負担額の算定にあつては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	9,100円	7,200円
第3階層	市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む。)	16,100円	14,200円
第4階層	市町村民税所得割課税額77,100円以下	20,500円	18,600円
第5階層	市町村民税所得割課税額211,200円以下	24,500円	22,600円
	市町村民税所得割課税額211,201円以上		

#### 【変更後】

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)	
階層区分	定義	4歳未満児	4歳以上児
第1階層	生活保護世帯等	0円	0円
第2階層	第1階層を除き、当該年度の4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、当該年度9月分から3月分までの利用者負担額の算定にあつては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	3,000円	1,100円
第3階層	市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む。)	16,100円	14,200円
第4階層	市町村民税所得割課税額77,100円以下	20,500円	18,600円
第5階層	市町村民税所得割課税額211,200円以下	24,500円	22,600円
	市町村民税所得割課税額211,201円以上		

※平成27年1月14日に平成27年度政府予算案が閣議決定され、1号認定子どもに係る国の基準額表において、幼児教育無償化に向けた取組として、市町村民税非課税世帯に対する一層の軽減(9,100円→3,000円)が図られることとなった。

## (2) 保育等に係る利用者負担案

### 【変更前】

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)					
		3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護世帯等	0円	0円	0円	0円	0円	0円
第2階層	第1階層を除き、当	0円	0円	0円	0円	0円	0円
第3階層	該年度の4月分から8月分までの利	12,700円	<b>12,500円</b>	10,700円	10,500円	10,700円	10,500円
第4階層	用者負担額の算定にあつては前年度	21,000円	<b>20,700円</b>	18,900円	<b>18,600円</b>	18,900円	<b>18,600円</b>
第5階層	分の、当該年度9月分から3月分ま	31,200円	<b>30,700円</b>	28,800円	28,300円	27,100円	<b>26,700円</b>
第6階層	での利用者負担額の算定にあつては	42,700円	<b>42,000円</b>	31,600円	<b>31,100円</b>	27,100円	<b>26,700円</b>
第7階層	当該年度分の市町村	56,000円	<b>55,100円</b>	31,600円	<b>31,100円</b>	27,100円	<b>26,700円</b>
第8階層	が右欄の区分に該当する世帯	56,000円	<b>55,100円</b>	31,600円	<b>31,100円</b>	27,100円	<b>26,700円</b>

### 【変更後】

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)					
		3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護世帯等	0円	0円	0円	0円	0円	0円
第2階層	第1階層を除き、当	0円	0円	0円	0円	0円	0円
第3階層	該年度の4月分から8月分までの利	12,700円	<b>12,400円</b>	10,700円	10,500円	10,700円	10,500円
第4階層	用者負担額の算定にあつては前年度	21,000円	<b>20,600円</b>	18,900円	<b>18,500円</b>	18,900円	<b>18,500円</b>
第5階層	分の、当該年度9月分から3月分ま	31,200円	<b>30,600円</b>	28,800円	28,300円	27,100円	<b>26,600円</b>
第6階層	での利用者負担額の算定にあつては	42,700円	<b>41,900円</b>	31,600円	<b>31,000円</b>	27,100円	<b>26,600円</b>
第7階層	当該年度分の市町村	56,000円	<b>55,000円</b>	31,600円	<b>31,000円</b>	27,100円	<b>26,600円</b>
第8階層	が右欄の区分に該当する世帯	56,000円	<b>55,000円</b>	31,600円	<b>31,000円</b>	27,100円	<b>26,600円</b>

※変更前の保育短時間の利用者負担額は、国基準案における標準時間と短時間の階層毎の減額率を用いて算出していたが、変更後は－1.7%の減額率に統一した。

## 2 利用者負担案に係るパブリックコメントの結果について

### (1) 意見募集の期間

平成27年1月14日(水)～平成27年2月13日(金)

### (2) 資料の閲覧場所

市HP、保育幼稚園課、市役所1階市政情報コーナー、中央公民館、おあしす、駅前市民サービスセンター、旭地区センター、東部地区公民館、総合体育館

### (3) 意見応募状況

- ①意見提出者 1人
- ②意見件数 1件(電子メール)

### (4) 意見及び回答

#### ①意見

保育料算定に当たり、世帯年収を考慮すべきだと思います。年収が、夫400万・妻400万の家庭と、夫600万・妻200万の世帯ではどちらも同じ世帯年収800万なのに、なぜ保育料に差があるのでしょうか。

#### ②回答

現在の利用者負担額につきましては、応能負担の考えにより、生計を一にする世帯員の所得税の合計額に基づき算定しています。

現在、算定根拠としている所得税につきましては、課税所得が多くなるほど段階的に税率が高くなる累進課税方式であることに加え、所得を有する個人に対する課税であることから、例示いただいたような世帯所得が高い世帯においては、世帯所得は同じであっても、夫婦で均等に収入がある世帯に比べ、夫婦いずれかに収入が偏っている世帯のほうが、合計の税額が高くなる傾向にあります。

平成27年4月から始まる子ども・子育て支援新制度においては、算定根拠となる税目が、累進課税方式の所得税から一律(6%)の税率である市町村民税(所得割)へ変更になることから、世帯所得が高い世帯においても、同じ世帯所得であれば、所得税ほど合計の税額に大きな差が生じないことから、利用者負担額についても同様に大きな差は生じないものと考えております。

利用者負担額の算定方法等につきましては、国の基準に沿った取扱いをしているところですので、ご理解いただきますようお願いいたします。